

京都大学次世代研究者育成支援センター（仮称）設置準備委員会要項

- 第1 京都大学に、次世代研究者育成支援センター（仮称）設置準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 第2 委員会は、次世代研究者育成支援センター（仮称。以下「センター」という。）に係る次の各号に掲げる事項を審議する。
- (1) 次世代研究者育成支援に係る事業の企画、選考準備及びこれらに係る部局との連携・調整に関すること。
 - (2) センターの予算に関すること。
 - (3) センターの施設及び設備に関すること。
 - (4) その他センターの設置に関し必要なこと。
- 第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 総長が指名する理事及び理事補
 - (2) 部局の長 10名程度
 - (3) 本学の専任教授 若干名
 - (4) その他総長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第2号から第4号までの委員は、総長が委嘱する。
- 第4 委員会に委員長を置き、総長が指名する理事をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
 - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 第5 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 第6 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。
- 第7 委員会に関する事務は、総務部総務課及び企画部企画課の協力を得て、研究推進部研究推進課において処理する。
- 第8 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要項は、平成21年7月28日から実施する。